

【参考】

「令和8年度 スーパーシティ、デジタル田園健康特区、連携“絆”特区等における  
 先端的サービスの開発・構築及び規制・制度改革に関する調査・実証事業」  
 公募に関するQ&A

※本Q&Aは、過年度事業公募時の問い合わせ等を令和8年度事業の公募要領等に基づいて一部抜粋して参考に取りまとめたものです。

令和8年度の事業への応募に当たっては、必ず最新の公募要領等をご確認いただきますよう、お願いいたします。

※また、著作権に関するQ&Aについては、別紙にて詳細に取りまとめておりますので、ご参照ください。

[https://www.chisou.go.jp/tiiki/kokusentoc/supercity/pdf/supercity\\_260305\\_tyosaku\\_qa.pdf](https://www.chisou.go.jp/tiiki/kokusentoc/supercity/pdf/supercity_260305_tyosaku_qa.pdf)

令和8年3月5日

|    | 質問   | 回答  |
|----|--|---|
| 1  | 実施主体の中で代表者を定めた上で、内閣府と連名契約したいと考えているが可能か。  | 特別の事情があり、やむを得ない場合に限り可能です。その場合、当該調査事業の見積、契約、精算に関わる業務等を代表者に委任する旨の書類（委任状）を契約時にご提出いただけます。   |
| 2  | 実施主体について、事業者が共同でジョイントベンチャー（JV）を組成して応募した場合、内閣府は、JVに入っているそれぞれの事業者と個別に契約を締結するのか、それとも、代表企業のみと契約を締結するのか。                                    | 代表企業のみと契約を締結することになります。  |
| 3  | 実施主体について、協議会とは、本事業の採択を前提に設立予定のものでよいか。その際、応募書類である協議会の協定書等は押印されたものでなくてもよいか。  | 協議会の設立予定は、提案が採択された場合に限るものであっても構いません。また、協議会の協定書等の書面は、押印されたものである必要はありません。   |
| 4  | 応募書類のうち「協議会の協定書等」は様式任意とされているが、書面の捺印は代表者のみでよいか。   | 協議会の協定書等の書面は、押印されたものである必要はありません。  |
| 5  | 実施主体の座組が異なる事業を複数応募する場合は、応募書類もそれぞれ必要となるか。   | それぞれ必要となります。  |
| 6  | 応募書類のうち「応募事業に関する地方公共団体の今後の取組方針を具体的に記載した書類の写し」として想定されている書式や記載事項等はあるか。   | 書面の様式等は自由です。<br>なお、本事業の実施については、書面の提出とは別途、採択に当たって事務局から対象特区の地方公共団体に書類の内容について確認を行う場合があります。   |
| 7  | 応募書類のうち「応募事業に関する地方公共団体の今後の取組方針を具体的に記載した書類の写し」の書面には、関連する地方公共団体の押印等は必要か。   |   |
| 8  | 「応募事業に関する地方公共団体の今後の取組方針を具体的に記載した書類の写し（様式任意）」については、「府県（広域自治体）」が対象特区の地方公共団体である場合に「府県内の市町村自治体（基礎自治体）」が作成した取組方針でもよいか。                      | 「府県（広域自治体）」が対象特区の地方公共団体である場合には、最低限「府県（広域自治体）」からの確認書の提出が必要です。  |
| 9  | 応募書類のうち「応募事業に関する地方公共団体の今後の取組方針を具体的に記載した書類の写し」について、同意等を得る関連する地方公共団体の担当部局の指定はあるか。  | 対象特区であるスーパーシティ、デジタル田園健康特区、連携“絆”特区、金融・資産運用特区（北海道等）のうち、本事業を行おうとする地方公共団体の国家戦略特区担当部局等の同意等を得る必要があります。  |
| 10 | 応募書類のうち「令和7、8、9年度の内閣府競争参加資格審査（全省統一資格）の写し」については、代表企業の対象となる書類を提出すればよいか。  | 「全省統一資格の写し」については、共同提案の場合、代表企業だけでなく、全ての企業分の提出が必要です。  |
| 11 | 応募書類のうち「令和7、8、9年度の内閣府競争参加資格審査（全省統一資格）の写し」を紛失した可能性があるが、対応策はあるか。   | 応募書類は全て提出必要であるため、貴団体内に書類がないか再度ご確認の上、ご提出願います。なお、紛失した場合は再発行手続きを行い、取得の上ご提出ください。  |
| 12 | 応募書類のうち「ワーク・ライフ・バランス等の推進に係る認定状況」を示す書類については、代表企業の対象となる書類を提出すればよいか。また、対象となる書類を提出するのは構成員でも構わないか。（本事業参加企業のうち1社など）                          | ワーク・ライフ・バランス等の推進に係る認定状況については、公募申込時の代表企業を対象として評価を行います。   |
| 13 | 「企画提案等評価表」の「5、ワーク・ライフ・バランス等の推進に関わる認定状況」について、ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定の評価対象となるのは代表企業のみか。それとも、協議会に参画している事業者や共同提案を行っている代表企業以外の事業者も評価対象となるのか。 |   |
| 14 | 他社のサーバーを使用するため再委託する予定だが、Web上に公開されている使用料のプランを再委託先の見積書に代えてよいか。   | 代えることは出来ません。再委託先より見積書を発行いただき、ご提出ください。   |
| 15 | 委託費の扱いについて、事業終了後の精算に当たって「委託業務実績報告書」以外に必要な書類はあるか。   | 人件費に係る業務日報や事業費に係る請求書等の証拠書類の提出が必要になります。  |
| 16 | 参画予定の事業者に係る経費について、契約後に再委託先を募集するため、応募時点では金額が不明となっている場合、どのように書類に記載すればよいか。  | 応募時点での金額見込みを記載いただき、応募書類の作成をお願いいたします。<br>なお、契約後に経費額が確定した場合、当初の契約総額から増額することは原則認められませんので、ご注意ください。  |
| 17 | 企画提案概要（様式1）及び企画提案書（様式2）について、枚数の制限はありますかでしょうか。  | 枚数に制限はございません。   |
| 18 | 応募書類のうち「再委託に関する事項（積算内訳）（様式5）」の一般管理費については、元請けとなる事業者が任意に設定してもよいか。  | 国の行政機関において示されている基準等*を参考にしてください。<br>※経済産業省大臣官房会計課が発行する「委託事業事務処理マニュアル」<br><a href="https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/jimusyori_manual.html">（https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/jimusyori_manual.html）</a> などが挙げられる。 |

|    | 質問  | 回答   |
|----|---|--|
| 19 | 事業の外注（再委託、再々委託等）について、「主要部分」かどうかの判断はどのように実施されるか。   | 提出書類の内容等により総合的に判断します。  |
| 20 | 事業の外注について、業務全体の企画立案、進捗管理等の業務を以て事業の「主要部分」と捉えることは可能か。   | 業務全体の企画立案、進捗管理等は、本事業の全部又は主要部分に含まれます。   |
| 21 | 事業の外注について、事業の一部を第三者に再委託する場合、総事業費における再委託費の占める割合の上限はあるか。  | 総事業費における再委託費の占める割合に上限はありませんが、本事業の全部又は主要部分の再委託を行うことはできません。  |
| 22 | 事業の外注について、本事業の参加企業の構成員Aが構成員Bに再々委託を行うなど、構成員企業間での委託は可能か。  | 必要性が認められる等の要件を満たす場合には可能です。   |
| 23 | 本事業のために作成した分析ロジックや予測技術等のプログラムの知的財産権は受託者に帰属するのか。   | 知的財産権のうち、著作権に当たる部分は内閣府に譲渡されます。   |
| 24 | すでに存在している著作内容を記述する場合、著作権者の所在を明らかにすることで対象箇所の著作権を留保することは可能か。  | 著作権について、受託者が受託時点で既に、又は第三者が権利を有する著作物に係る部分を除くことは可能です。  |
| 25 | 成果物を令和9年3月12日（金）の提出期限までに納入後、令和9年3月31日（水）までに検収書を発行いただくことは可能か。また、それが難しい場合、中間報告等を実施することで検収を2回に分けることは可能か。       | 検収書（検査調書）はお渡しいたしません。また、検収を2回に分けることはできません。  |
| 26 | 本事業の契約期間中又は契約終了後に、本調査事業で取り組んだ内容を取組実績として自社のウェブサイトや作成資料等を通じて外部に公開することは可能か。                                    | ウェブサイトや作成資料等を通じて外部に公開したい案件ごとに、その都度、内閣府にご相談ください。  |
| 27 | 「規制・制度改革事項」について、現行法では取り決めがない事項を新設することも規制・制度改革にあたるか。   | 「規制・制度改革事項」に該当しますが、規制・制度改革の実現に向けて、調査検討すべき項目、実証等を通じた検証方法、検証プロセスが具体的であるなど、必要十分な調査内容となっている等々を評価いたします。 |
| 28 | 同日に「国家戦略特別区域等における規制・制度改革に係る提案 集中募集」が開始されているが、集中募集の対象となる規制・制度改革事項であれば、対象特区との連携がなくとも本事業への応募は可能か。              | 対象特区であるスーパーシティ、デジタル田園健康特区、連携“絆”特区、金融・資産運用特区（北海道等）の地方公共団体との連携は必須要件となっております。                         |
| 29 | 評価項目のうち、事業計画について「当該調査年度において、調査・実証等の実施に加え、規制・制度改革提案の実現に向けて各府省庁と協議を行うことを考慮したスケジュールとすること」とあるが、具体的に想定される動きはあるか。 | 規制・制度改革の実現に向けて、調査・実証の方向性等について各府省庁と協議を行うことや、国家戦略特区等ワーキンググループのヒアリングにおいて議論を行うこと等を想定しています。             |